

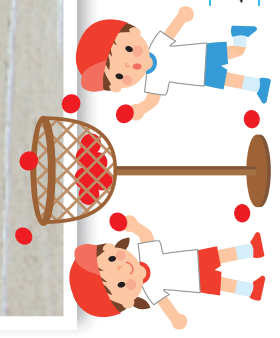
佐那河内小・中学校大運動会



中学生が小学生をサポートし、入場行進。
ギョツとつないだ手は大きく感じたことでしょう。

人のうごき [平成28年5月31日現在] | 人口 2,488人(+3) 男 1,212人(+5) 女 1,276人(-2) 世帯数 947(-2)

【IP電話番号】 村役場代表 5000~5004 / 議会事務局 5005 / 議会事務局 5006 / 教育委員会 5006 / 社会福祉協議会 5007
総務企画課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970
住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 保 管 所 ☎679-2217
議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304 ◎役場共通 FAX.679-2125
※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 I.P.5000~5004
教育委員会 ☎679-2817 FAX.679-2173



村の家計簿 (平成27年度下半期 予算執行状況)

私たちの村の家計簿は、どのようになっているのでしょうか。納めた税金は、どのように使われているのでしょうか。

村では、毎年11月末と5月末に財政状況を公表しています。今回お知らせするのは、平成27年度下半期（10月から3月）の予算の執行状況と基金や村債の現在高などです。数値は平成28年3月31日現在です。なお、4月から5月末までは出納整理期間となるため平成27年度の決算額とは異なります。

佐那河内村財政事情書の作成及び公表に関する条例（昭和44年条例第3号）第2条第1項の規定により、平成27年10月1日から平成28年3月31日までの期間における財政事情を公表いたします。

平成28年5月31日

佐那河内村長 岩城 福治

一般会計

平成27年度下半期一般会計執行状況

平成27年度下半期（10月1日から3月31日まで）の一般会計の執行状況

当初予算21億9,000万円は、6月・9月・12月・3月補正により、2億6,414万円増額となり24億5,414万円となりました。さらに、昨年度から繰越分として2億2,201万円を足すと3月末現在では26億7,615万円となっています。

歳入		(単位：万円)		
項目	予算額	収入済額	収入率(%)	
村税	20,787	19,899	96.3	
地方譲与税等	4,819	3,273	67.9	
利子割交付金	45	35	77.8	
配当割交付金	196	65	33.2	
株式等譲渡所得割交付金	190	0	0.0	
地方消費税交付金	3,996	3,262	81.6	
自動車取得税交付金	666	421	63.2	
地方特例交付金	23	23	100.0	
地方交付税	143,805	143,805	100.0	
交通安全対策特別交付金	66	35	53.0	
分担金及び負担金	613	358	58.4	
使用料及び手数料	2,056	1,870	91.0	
国庫支出金	24,660	8,378	34.0	
県支出金	16,495	8,528	51.7	
財産収入	1,264	906	71.7	
寄附金	247	247	100.0	
繰入金	10,597	8,843	83.4	
繰越金	10,538	10,776	102.3	
諸収入	3,114	1,346	43.9	
村債	23,438	5,140	21.9	
合計	267,615	217,210	81.2	

歳出		(単位：万円)		
項目	予算額	支出済額	支出率(%)	
議会費	3,904	3,794	97.2	
総務費	70,540	54,102	76.7	
民生費	38,292	30,196	78.9	
衛生費	12,860	9,665	75.2	
農林水産業費	27,432	20,091	73.2	
商工費	1,868	1,602	85.8	
土木費	15,751	9,133	58.0	
消防費	8,024	1,934	24.1	
教育費	13,674	12,385	90.6	
災害復旧費	11,120	3,316	29.8	
公債費	39,591	39,589	100.0	
諸支出金	24,559	659	2.7	
予備費	0	0	0.0	
合計	267,615	186,466	69.7	

※現計予算額には前年度からの繰越額を含む。四捨五入の関係で率に多少のずれがあります。

また、収入率には不納欠損額も含まれているため、必ずしも収入済額÷予算額×100にはなりません。



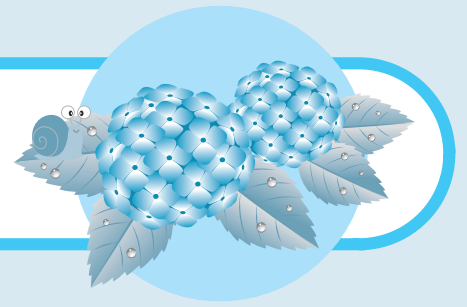
1. 予算の執行状況

(単位：万円)

会計別	区分	予算額	歳入		歳出	
			収入済額	収入率(%)	支出済額	支出率(%)
			3月31日現在高		3月31日現在高	
一般会計		267,615	217,210	81.2	186,466	69.7
国民健康保険特別会計		39,270	33,354	85.4	36,999	94.2
簡易水道事業特別会計		11,983	7,577	63.2	8,230	68.7
集落排水事業特別会計		16,624	10,400	62.6	13,587	81.7
介護保険特別会計		34,212	31,295	91.6	30,454	89.0
後期高齢者医療特別会計		3,961	3,856	97.4	3,725	94.0
合計		373,665	303,692	81.4	279,461	74.8

※収入率には不納欠損額も含まれているため、必ずしも収入済額÷予算額×100にはなりません。

を公表します



2. 財産、地方債及び一時金

(1) 公有財産 (行政財産)

① 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分	土 地 (地積) 3月31日現在 現在高	建 物		
		木造 (延面積) 3月31日現在 現在高	非木造 (延面積) 3月31日現在 現在高	計 3月31日現在 現在高
本 庁 舎	3,743		1,579	1,579
老 人 憩 い の 家			319	319
公 民 館			443	443
保 健 セ ン タ ー			406	406
生 活 改 善 セ ン タ ー		257		257
農 業 振 興 セ ン タ ー	685		1,082	1,082
多 目 的 研 修 集 会 施 設		144	153	297
学 校	14,867	195	5,172	5,367
西ノハナ運動施設	7,914		1,160	1,160
西ノハナコミュニティ施設	282		545	545
旧 中 学 校	6,397		2,300	2,300
子 育 て 拠 点 施 設		117		117
保 育 所	4,077		831	831
休 憩 所	500			
リサイクルセンター	1,018		120	120
消 防 セ ン タ ー	550	63	342	405
防 火 水 槽	1,844			
ロ グ ハ ウ ス		305		305
ふれあいグラウンドクラブハウス		37		37
看 視 舎			60	60
ヒルトップハウス管理棟			338	338
大川原観光農園管理棟			222	222
府 能 発 電 所 資 料 館		90		90
公 衆 便 所 (徳 円 寺)			27	27
公 衆 便 所 (高 原 広 場)			27	27
公 衆 便 所 (ヒ ル ト ッ プ ハ ウ ス)			19	19
公 衆 便 所 (観 光 農 園)			44	44
公 衆 便 所 (嵯 峨 老 人 憩 い の 家)			20	20
公 衆 便 所 (高 橋 地 区 汚 水 処 理 施 設)		17		17
村 営 住 宅	1,426		283	283
中 央 運 動 公 園	44,485	15	226	241
キ ャ ン プ 場 避 難 所			30	30
有 害 捕 獲 鳥 獣 処 理 施 設			32	32
山 林 (放 牧 場)	655,660			
合 計	743,448	1,240	15,780	17,020

(普通財産)

① 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分	土 地 (地積) 3月31日現在 現在高	建 物		
		木造 (延面積) 3月31日現在 現在高	非木造 (延面積) 3月31日現在 現在高	計 3月31日現在 現在高
教 員 住 宅			339	339
高 原 広 場	2,819			
山 林 (放 牧 場)	917,662			
雑 種 地	495			
そ の 他	9,926			
合 計	930,902	0	339	339

(2) 基金

① 土地開発基金

区 分	3月31日現在高
大黒地域広場	1,274㎡
中尾谷公園	2,070㎡
計	3,344㎡
預 金	7,029万円

② その他の基金

(単位：万円)

区 分	3月31日現在高
財 政 調 整 基 金	139,761
地 域 振 興 基 金	14,739
減 債 基 金	41,002
ふ る さ と 創 生 基 金	39,660
中 山 間 ふ る さ と 水 と 土 保 全 基 金	1,045
残 土 処 理 場 運 営 基 金	1,367
役 場 庁 舎 改 築 基 金	80,859
応 援 基 金	1,028
環 境 基 金	676
国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金	7,024
介 護 保 険 支 払 準 備 基 金	4,062
水 道 基 金	1,150
農 業 集 落 排 水 基 金	500
合 計	332,873

(3) 地方債残高

平成28年3月31日の事業別現在高及び平成27年度の元利償還金は次のとおりです。
(単位：万円)

事 業 名	地方債現在高	元利償還金	
		元 金	利 子
(一般会計分)			
一 般 単 独 事 業 債	12,282	6,904	282
一 般 公 共 事 業 債	118	42	2
過 疎 対 策 事 業 債	91,538	18,366	1,096
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	765	197	41
災 害 復 旧 事 業 債 (補 助)	3,211	770	18
財 源 対 策 債	843	1,087	21
減 税 補 て ん 債	822	114	10
臨 時 税 収 補 て ん 債	201	98	6
臨 時 財 政 対 策 債	36,393	10,180	317
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	11,390	0	38
一 般 会 計 合 計	157,563	37,758	1,831
(特別会計分)			
簡 易 水 道 特 別 会 計	50,933	4,274	1,507
農 業 集 落 排 水 特 別 会 計	116,788	8,358	2,727
特 別 会 計 計	167,721	12,632	4,234
合 計	325,284	50,390	6,065

(4) 一時借入金 0千円

災害に備えよう ②

さなごうちの避難所開設

村は、災害により被災者を収容する必要があるとき、または、大雨などによって災害発生の危険性が高まったとき。あるいは、台風が夜間に上陸の恐れのあるときには、その予想される災害の規模に応じて、安全かつ、適切な避難所を選定し開設します。

今回は、「指定避難所」(9箇所)と「指定緊急避難所」(25箇所)について、お知らせします。避難所を開設するときは、村内放送でお知らせをしますのでご注意ください。

指定避難所・公的施設 (9施設)

「指定避難所」とは、一定期間、避難生活のための避難先で、負傷者の救援や給水、食糧の配給などが行われます。特に、農業総合振興センターは拠点「指定避難所」に指定して、災害時は人員や物資を常時配置しています。

施設名	人員(人)	施設名	人員(人)
農業総合振興センター	150	桜集会所	40
村民体育館	355	宮前公民館	105
小・中学校体育館	225	保健センター	55
嵯峨生活改善センター	25	寺谷生活改善センター	35
嵯峨老人憩の家	75		

指定緊急避難所 (25施設)

「指定緊急避難所」とは、土砂災害などの切迫した危険から逃れるための一時的な避難所をいい、常会などで使用されている集会所や公会堂などの建物施設及び、公園や広場などをいう。

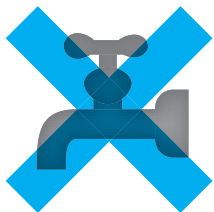
施設名	人員(人)	施設名	人員(人)
秋城集会所	27	谷集会所	26
井開集会所	50	中央集会所	28
一ノ瀬生活改善センター	27	中畑蝮塚集会所	30
馬越集会所	25	中辺集会所	43
奥野々集会所	20	仁井田集会所	40
尾境集会所	50	西府能生活改善センター	35
尾尻集会所	32	根郷集会所	62
上中辺集会所	30	東府能集会所	38
北山公会堂	36	東山生活改善センター	32
新町文化センター	32	平地集会所	50
菅沢集会所	20	丸田コミセン	47
高樋常会集会所	35	和協集会所	36
玉ノ木谷集会所	18		

※ 指定緊急避難場所には、人員・物資などの配置は有りません。

被災後の暮らし 自宅・避難所・テントや車での生活は…

家がこわれてしまった人は避難所やテントでの暮らしがはじまります。
家がこわれなかった人も、とても不便な暮らしをしいられます。

**水道・電気・ガスが
使えなくなる！
道路も通れない！**



水道や電気、ガスも止まって、生活が不便に。
道路がこわれたり、家屋が倒壊したりすることで、
通れる道路が限られます。

**電話・テレビなどが
使えなくなる！**



電気が止まると電話やテレビ、
パソコンが使えなくなります。
被害や安否の情報を知ることが難しくなります。

被災生活がはじまる

被災者みんなが避難所でくらすわけではありません。家の被害によって、
自宅でくらす人、テントや車の中、避難所でくらす人などさまざまです。

●自宅でくらす人

情報や食糧などの配給を
えるために、避難所に通
いながら、自宅で生活し
ます。



●避難所でくらす人

自宅がこわれたり、自宅で
くらせない人は、避難所で
くらすこととなります。



●テントや車の中でくらす人

避難所に入りきれなかったり、家族に小さい子どもがいたり、
集団生活が難しかったり、避難所でくらせない人もいます。
そんな人たちはテントや車の中でくらします。



避難所の暮らし

●被災者の 生活の場所になる

家がこわれたり、電気や水道が止まり
生活ができなくなった人々が、避難所
に集まって生活をします。



●情報収集の場所になる

安否や被害のようす、暮らしのこ
となど、いろいろな情報は、掲示
板や放送を通じて提供されます。

●救護所になる

ケガをした人や病気にな
った人が、避難所に
設置された救護所に集
まります。



●救援物資の 受け取り場所になる

水や食事、生活用品などの
物資の配給が行われます。



平成28年度 がん検診および特定健診のお知らせ

平成28年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要で、各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課までお申し込みください。この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所

検診日程	検診場所	受付時間
平成28年7月2日(土) 【申込みは終了しています】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30~11:30 ※婦人科検診は11:00~11:30
平成28年8月6日(土) 【申込み期限:7月15日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30~11:30 ※婦人科検診は11:00~11:30
平成28年9月3日(土) 【申込み期限:8月12日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30~11:30 ※婦人科検診は11:00~11:30
平成28年10月1日(土) 【申込み期限:9月9日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30~11:30 ※婦人科検診は11:00~11:30
平成28年10月20日(木) 【申込み期限:9月29日(木)】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業総合振興センター 特定健診・大腸がん・前立腺がん 頸部・腹部エコー検査のみ実施	8:30~11:00
平成28年11月5日(土) 【申込み期限:10月14日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30~11:30 ※婦人科検診は11:00~11:30
平成28年12月9日(金) 【申込み期限:11月18日(金)】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業総合振興センター 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8:30~11:00 婦人科及び骨密度検査は 13:00~13:30 〔※ただし、乳がん検診は、 午前中も受付します。〕

●がん検診内容および負担金

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診	40歳以上の村民	500円
肺がん検診	40歳以上の村民（65歳以上の人は結核検診を含みます）	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウイルス検査	① 平成28年度において満40歳となる村民 （S51年4月1日～S52年3月31日生まれの人） ② 平成15年度から平成27年度までの間に、肝炎ウイルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
（婦人科検診） 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成27年度に受診された人は、平成29年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。）	400円
（婦人科検診） 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成27年度に受診された人は、平成29年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。） ※12月9日（金）は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月9日（金）の村内で行う検診では、**歯科健診及び口腔がん検診も行います。** 歯科健診及び口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※**特定健診受診券をお持ちの方は、がん検診と同時実施できます。** ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていないので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,240円・腹部エコー検査：負担金5,400円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、**完全予約制、先着20人限定**でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,640円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

国保 脳ドック について

対象者	村の国民健康保険加入者で40歳～74歳までの人 (ただし、2年に1回の受診となります。平成27年度に受診された人は、受診できません。)
期間	平成28年7月1日～平成28年12月中旬頃まで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円

※受診を希望される人は、健康福祉課国保係までお申込みください。**脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。** 同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

国民年金保険料を納めることが困難なときは 免除・納付猶予制度をご利用ください

国民年金の保険料は16,260円（平成28年度）ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除（全額免除・一部納付（一部免除））または猶予される制度があり、次の3種類があります。

1 免除(全額免除・一部納付(一部免除))申請

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が全額免除または一部納付（一部免除）となります。

なお、一部納付（一部免除）については、一部納付が未納の場合、一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

	所得基準の目安	月々の保険料	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/2が反映
1/4納付 (3/4免除)	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4,070円	5/8が反映
半額納付 (半額免除)	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8,130円	6/8が反映
3/4納付 (1/4免除)	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	12,200円	7/8が反映

2 若年者納付猶予申請

30歳未満の人で本人・配偶者前年度所得が一定額（注）以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

（注）承認基準における所得基準（申請者本人と配偶者の前年所得）（扶養親族の数+1）×35万円+22万円

※平成28年7月の法改正で納付猶予対象者が50才未満まで拡大されます。

3 学生納付特例申請

学生（注1）で本人に前年度所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

（注1）大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程に在学している人（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限る）、一部の海外大学の日本分校に在学している人

保険料の追納

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができませんが、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

手続き(申請)について

住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。

申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

※平成26年4月より、申請時点の2年1か月前の月分まで、免除を申請できるようになりました。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人は、年金事務所へお問い合わせください。

平成28年度国民健康保険税の税率を改正しました

7月は、平成28年度国民健康保険税の当初課税月です。

村の国民健康保険の会計は、村が支払う医療費に対して加入者の皆さまから納めていただく保険税が不足しており、基金（貯金）を取り崩して運営している厳しい状況です。

そのため、平成24年度から4年間据え置いていた国民健康保険税の税率を、次のとおり改正しました。また、国の法律の改正により、保険税の課税限度額と軽減の対象となる世帯の基準が改正されました。

国民健康保険制度は、加入者の皆さまの保険税によって支えられています。ご理解とご協力をお願いします。

改正内容

	医療分（加入者全員）			後期分（加入者全員）			介護分（40歳～64歳）		
	改正後	改正前	増減	改正後	改正前	増減	改正後	改正前	増減
所得割	7.2%	7.0%	0.2%	2.5%	2.0%	0.5%	2.3%	2.0%	0.3%
資産割	45.0%	50.0%	-5.0%	12.0%	12.0%	改正なし	7.5%	7.5%	改正なし
均等割(※)	23,800円	22,500円	1,300円	6,800円	6,000円	800円	8,500円	8,500円	改正なし
平等割(※)	24,000円	23,500円	500円	6,500円	5,500円	1,000円	7,500円	7,000円	500円
課税限度額	54万円	52万円	2万円	19万円	17万円	2万円	16万円	16万円	改正なし

※均等割：加入者1人あたりの保険税額

※平等割：1世帯あたりの保険税額

軽減の対象となる世帯

○ 7割軽減の対象となる世帯

世帯主と他の加入者の前年中の合計所得金額が33万円以下の世帯（改正なし）

○ 5割軽減の対象となる世帯

世帯主と他の加入者の前年中の合計所得金額が

改正前 33万円 + (26万円 × 被保険者数等) 以下の世帯

改正後 33万円 + (26.5万円 × 被保険者数等) 以下の世帯

○ 2割軽減の対象となる世帯

世帯主と他の加入者の前年中の合計所得金額が

改正前 33万円 + (47万円 × 被保険者数等) 以下の世帯

改正後 33万円 + (48万円 × 被保険者数等) 以下の世帯

保険税の軽減を受けるためには
世帯全員の前年所得の申告が必要です

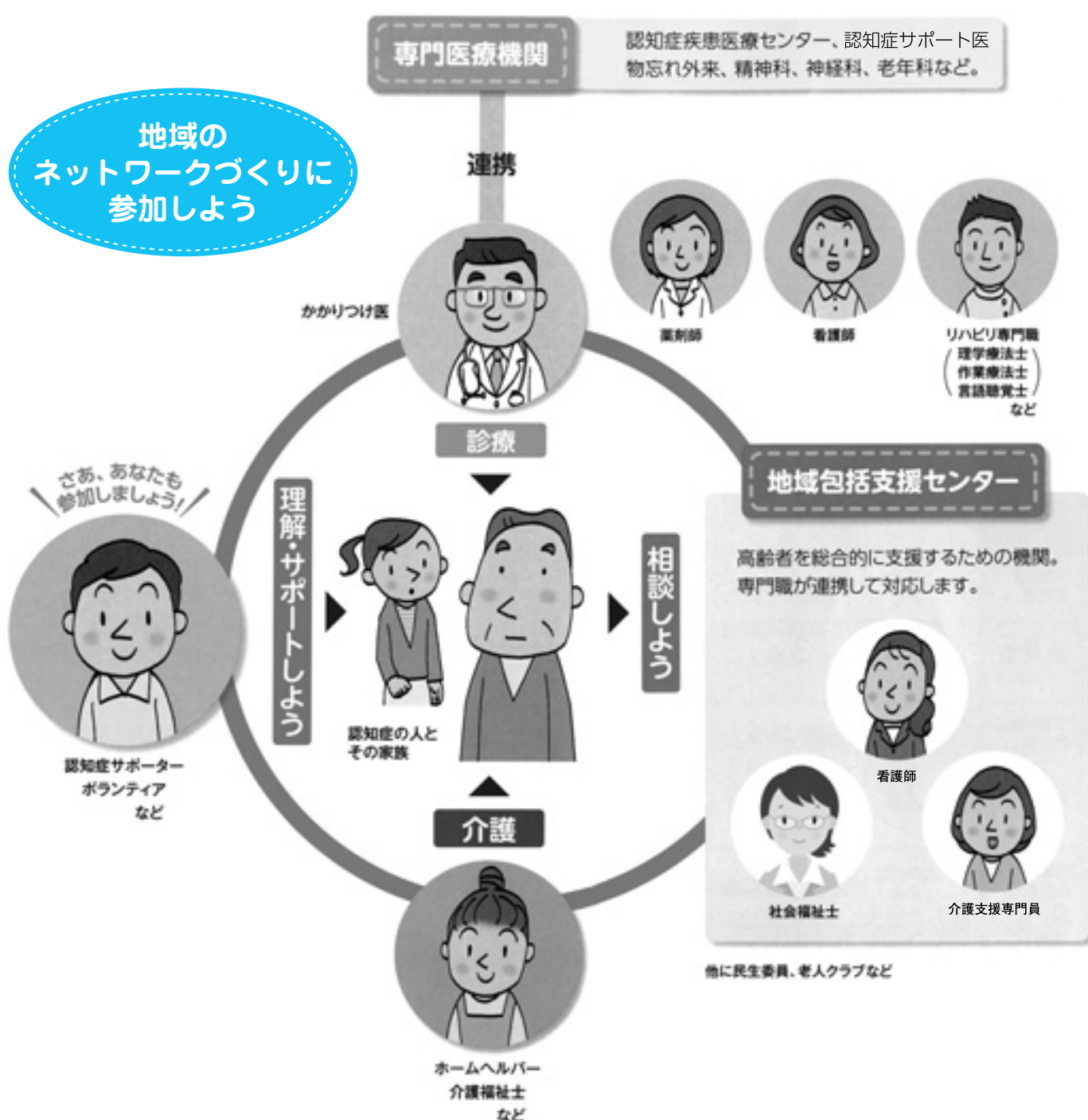
平成28年度の国民健康保険税額は、7月に発送する納税通知書でお知らせします。

災害又は盗難により資産の損失を受けた人などは、減免の措置を受けられる場合があります。納期を過ぎると減免ができませんので、納税通知書が届いたらお早めに係までご相談ください。

お問い合わせ ● 住民税務課 国民健康保険税係

高齢者をみんなで

認知症サポーターも、その他のさまざまなボランティア活動などに参加している人々も、何か特別な活動や奉仕を義務付けられているわけではありません。しかし、一人ひとりが認知症の「身近な理解者」「見守りの担い手」になることが、温かい街を育て、年をとっても安心して暮らせる地域をつくる土台。人のための役割意識を持っていることが、何よりの認知症予防になることがわかっています。



見守りましょう

みんなでつくろう！ 一緒に支え合うしくみ

認知症の人を支えるためには、医療と介護に関わる専門職など、さまざまな人たちが連携し、情報を共有するしくみが必要です。

地域によって多少の違いはありますが、顔の見えるしくみづくりは確実に進んでいます。

こんな時はここに相談を

認知症について相談したい

健康福祉課

地域包括支援センター

679-3383

介護や福祉、医療、生活に関する相談を受ける総合相談支援窓口があります。

社会福祉協議会

虐待、金銭問題、権利擁護など、困ったことを相談しましょう。

最近物忘れが気になる

かかりつけ医

適切な認知症診療のできる認知症かかりつけ医や認知症サポート医の名簿は、役場にあります。

徳島県認知症疾患医療センター

徳島県立中央病院

631-7172

認知症の鑑別診断、身体合併症と周辺症状への対応、専門医療相談などを実施します。

情報交換がしたい

公益社団法人 認知症の人と家族の会

全国47都道府県に支部があります。認知症の本人同士・介護家族が集まり、情報交換、介護の相談、勉強会を行っています。



フリーダイヤル

0120-294-456

(平日 午前10:00~午後3:00)

児童手当・特例給付

児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月1日における状況を現況届により村に届け出し、引き続き受給資格があるか審査を受ける必要があります。

受給者には、6月上旬に現況届を送付していますので、必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。

提出がない場合には、6月分以降の手当(10月支給予定)が受けられなくなりますのでご注意ください。

提出期限 平成28年6月30日(木)

※必ず期限内に提出してください。

提出書類

○全員が必要なもの

- ・児童手当・特例給付現況届
- ・受給者及び受給対象児童の健康保険証のコピー

現況届の提出について

(国民年金加入の人・年金未加入の人は省略可)

○状況により必要となるもの

- ・受給者及びその配偶者の課税証明書または非課税証明書(平成28年1月1日に佐那河内村に住民登録がない人)
- ・児童の世帯全員の住民票(児童と別居していて、児童の住民登録が佐那河内村外にある人)
- ・監護生計維持申立書(児童と同居し面倒をみている人の署名が必要です。)
- ・その他(児童の監護状況などにより、書類の提出を求めることがあります。)

提出先 住民税務課

※世帯の状況によって、提出する書類が異なります。ご不明な点は住民税務課までお問い合わせください。



農地の賃借料情報について

平成27年1月から平成27年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり／平成28年4月1日現在）は、つぎのとおりとなっています。

1 田（水稻）の部

締結（公告）された地域名		権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	基盤整備地域	賃貸借	11,800	20,000	5,400	6
		使用貸借				1
	未整備地域	賃貸借	12,600	18,000	5,800	8
		使用貸借				4

2 田（水稻以外）の部

締結（公告）された地域名		権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域		賃貸借	11,000	19,400	5,700	12
		使用貸借				5

3 畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域名		権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域		賃貸借	16,800	22,300	14,000円	3
		使用貸借				0

4 畑（樹園地）の部

締結（公告）された地域名		権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域		賃貸借	12,400	20,000	6,700	19
		使用貸借				6

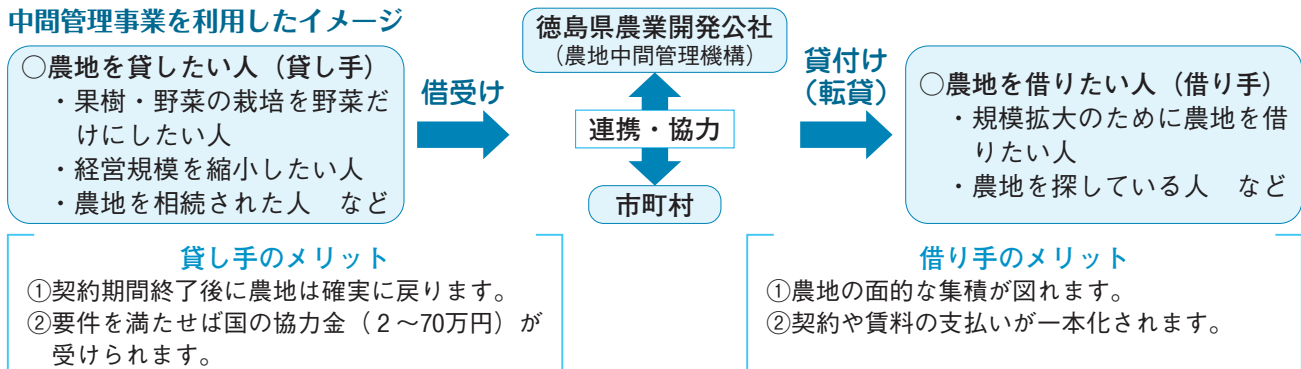
※使用貸借……無償での貸借

- * 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- * 2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、30kg当たり5,000円に換算しています。
- * 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- * 4 施設（ハウスなど）の賃借料は含んでいません。
- * 5 3畑（普通畑）の部は平成26年のデータである。

農地の貸し手・借り手を募集しています

農地の貸し手・借り手について徳島県農業開発公社（徳島県農地中間管理機構）が募集しています。

中間管理事業を利用したイメージ



借り手の募集期間：平成28年7月1日（金）～平成28年7月31日（日）（貸し手の募集は随時受け付けています。）

受付は産業環境課および農地中間管理機構（借り手のみ）で行っています。

募集後、貸し借りの相手方が見つかった場合、貸借の条件を話し合う場を設定し、借受・貸付を行います。

ほか、農地に関する相談があれば、農業委員会へお問い合わせください。

お問い合わせ先：産業環境課、農業委員会

住民税務課からのお知らせ

ずっと使う番号だから、「マイナンバー」は大切に!!

戸籍の届出や転入・転出・転居などにより、住所、氏名が変わったら「通知カード」「マイナンバーカード」の記載内容の変更が必要です。届出の際には必ず通知カードまたはマイナンバーカードをご持参ください。

マイナンバーカードを申請された皆さまには、カードができあがり次第、封書にてご案内させていただきます。カードの交付時には、暗証番号の設定などのため、30分程度の時間が必要となります。

そのため、事前予約制とさせていただきます。

案内文書が届きましたら、住民税務課までご連絡をお願いします。

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

- 総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (無料)
※一部 IP 電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は
▶ 制度に関すること 050-3816-9405(有料) ▶ カードに関すること 050-3818-1250(有料)
- 外国語対応のフリーダイヤル
▶ 制度に関すること 0120-0178-26 ▶ カードに関すること 0120-0178-27
- 開設時間 平日 9:30~20:00 土日祝日 9:30~17:30 (年末年始を除く)



ゴマダラカミキリを買上げます

頭部だけにして持参していただくと、一匹50円

果樹に被害を及ぼすゴマダラカミキリの捕殺事業を実施いたします。買上げ方法などの内容は、次のとおりです。

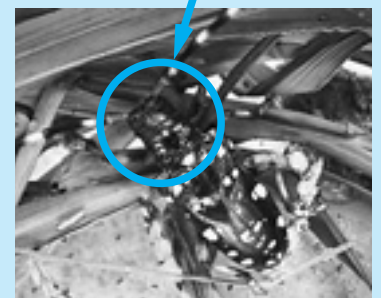
《具体的な実施方法》

事業内容	村内で捕獲したゴマダラカミキリ（ホシカミキリ）を、 <u>虫数が確認できる状態で、必ず頭部のみを持参してください。</u> ※数量が多い場合は、各自で備え付けのパレットにて数量を計測いただきます。 実績に応じた費用（捕殺費）を、実費で支払います。	
受付日及び時間	6月27日（月） 7月11日（月） 7月25日（月）	午前9時から午前11時まで ※時間外は受付いたしません。
受付場所	JA 徳島市 佐那河内選果場	
支払額	ゴマダラカミキリの捕殺費として、1匹あたり50円を支払います。	
注意点	小学生は必ず保護者同伴でお越しください。	



(ゴマダラカミキリの成虫)

頭部のみを切り離して持参ください。



事業主体 ● 佐那河内村農業指導班会
お問い合わせ先 ● 産業環境課

熱中症は予防が大切です

熱中症は気温などの環境条件だけではなく、人間の体調や暑さに対する慣れなどが影響して起こります。気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い・風が弱い日や、体が暑さに慣れていない時は注意が必要です。

⚠️ こんな日は熱中症に注意

- 気温が高い
- 風が弱い
- 湿度が高い
- 急に暑くなった

熱中症の予防法



* 急に暑くなった日や、活動の初日などは特に注意

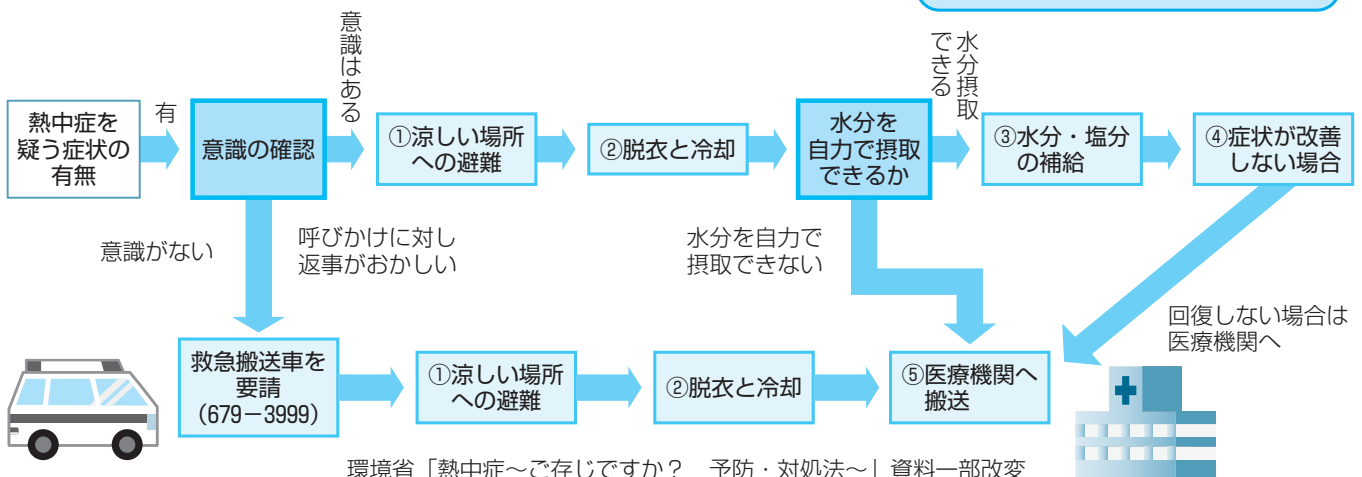
人間の体は暑い環境での運動や作業を始めてから3~4日経たないと、体温調節が上手になってきません。このため、急に暑くなった日や、久しぶりに暑い環境で活動した時には、体温調節が上手くいかず、熱中症で倒れる人が多くなっています。

* 汗をかいた時には塩分の補給も忘れずに

熱中症を疑う症状とは…

- めまい・失神
- 筋肉痛・筋肉の硬直
- 大量の発汗
- 頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感
- 意識障害・痙攣・手足の運動障害
- 高体温

▶▶▶ 熱中症になったときには



環境省「熱中症～ご存じですか？ 予防・対処法～」資料一部改変

イベント概要 魅力発見！コールセンター講座

徳島県では、コールセンターなどの情報通信関連産業の人材育成に取り組んでいます。コールセンターなどへの理解を深めていただくとともに、ビジネスマナーなどの習得の機会としていただくため、次のとおり講座を開催しますので是非御参加ください。

日 時	7月9日(土) 10:00~16:00
会 場	ときわプラザ(男女共同参画交流センター) 学習室 徳島市山城町東浜傍示1番地1(アスティとくしま内)
内 容	コールセンター業務の紹介 ビジネスマナー、コミュニケーションスキル向上 など
受講料	無料
定 員	20人(申込先着順)
申込期限	7月5日(火)
お問い合わせ	徳島県企業支援課(電話621-2324)



議会行事出席報告

〈 〉 場所・() 出席者

平成28年5月

5月2日	議員協議会	14:30~	〈議会事務局〉(全議員)
2日	全員協議会	15:00~	〈農振センター〉(全議員)
2日	元議会議員の会役員会	11:00~	〈議会事務局〉(尾山会長他)
18日 〉 20日	勝名地区町村監査委員連絡協議会県外研修		〈山梨県早川町・市川三郷町〉(井開・瀧倉監査委員、安芸書記)
19日	小松島市議会正副議長来庁	10:00~	〈議会事務局〉(仁羽議長・岡本副議長)
23日	5月例月出納検査	9:00~	〈議会事務局〉(井開・瀧倉監査委員)
24日	農業委員会総会	15:00~	〈農振センター〉(加藤議員)
24日	元議会議員の会総会	16:00~	〈村内〉(尾山会長外9名・仁羽議長)
27日	徳島環状道路促進期成同盟会総会	14:30~	(仁羽議長)
30日 〉 31日	全国議長会議長・副議長研修		〈東京都〉(仁羽議長・岡本副議長)



語り合い朗読会 『伝えたい村の話』

◎「ふるさと佐那河内」の本を読み始めて4回目になります。◎読ませて頂いて、こんな由来があったのだ！こんな先人がいらしたのだ！佐那河内への思いが深まりました。◎今ある景色になるまでの歴史を感じています。◎私たちが読んで、それに沿って

語り合い、また読んで語り合い。穏やかな時間が過ぎていきます。◎今月は都合にて金曜の夜に開催いたします。◎どうぞ、お出かけください。みんなで佐那河内を楽しんでまいりましょう。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

●期 日 6月24日(金) 19時~20時

●場 所 農振センター
(2階小和室)

※連絡先 鈴木 (090-2156-7935)



駐在所だより

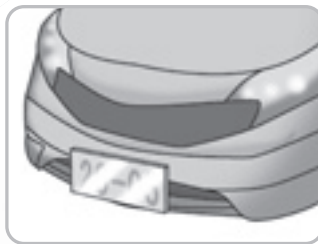
車のナンバープレートは見やすく表示!

ナンバープレートの表示義務が明確化されます

平成28年4月1日以降、ナンバープレートをカバーなどで被覆^{ひふく}すること、シールなどを貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すことなどが明確に禁止されます。

平成28年4月1日から
禁止

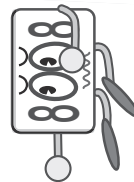
カバー



ナンバープレートカバーは
装着禁止!!
無色透明でもダメ!!

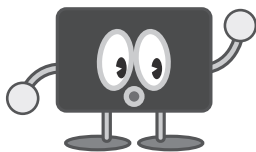
回転

回転させて
取り付けては
いけません。



ひふく
被覆

ナンバープレートの
すべての文字が判読でき
なければダメ!!



折り返し

折り返しては
いけません。



国土交通省／警察庁

第24回参議院議員通常選挙

投票日7月10日(日)

投票時間は午前7時から午後8時までです。

※選挙区選挙は、投票用紙に**候補者氏名**を記載してください。

※比例代表選挙は、**候補者氏名または政党等の名称**を記載してください。

選挙制度が変わります

※選挙権年齢が**18歳以上**に。

今回の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が引下げられ、**18歳**以上の人が投票できるようになります。

※住民票を異動（転入・転出）して**3か月以内**の人は旧住所地で投票できます。

新しく有権者となる18歳、19歳、20歳の人がある年の春に転入・転出しても、旧住所地に3か月以上住んでいた場合、旧住所地で投票できるようになりました。

※詳しくは、村選挙管理委員会までお問い合わせください。

※**徳島県と高知県が合同の選挙区**に。

参議院選挙区選出議員選挙の選挙区が変更され、徳島県と高知県は合同の選挙区となります。

移動支援事業をはじめました

第24回参議院議員通常選挙より自宅より投票所までの移動手段が無い人を対象に、タクシーによる移動支援事業を実施します。

●対象者

第24回参議院議員通常選挙選挙人名簿に載っている人で、運転免許証または自動車などを所有していないなど、投票所まで行くことが困難な人を対象とします。

●実施期間

期日前投票を含め平成28年6月23日から平成28年7月10日までとします。

●負担費用

移動支援事業に係る費用は村選挙管理委員会が負担します。自己負担はありません。

●申込方法

移動支援を希望の人は村選挙管理委員会（総務企画課）までご相談ください。

村育通信

Vol.9

先月13日に、村育推進協議会の総会を行いました。

今年度は、新たに、保育所保護者会の会長と、地域おこし協力隊員が委員として参加されました。佐那河内の教育に、幅広い分野からの意見を出し合い、『批判ではなく対案を』をモットーに活発な議論が交わされる協議会にしたいと思います。

今回の総会では、役員を選出と、今年度の主な活動内容、放課後子ども教室について話し合いました。今年度の主な活動内容としては、昨年に引き続き、小学5・6年を対象とした、『川遊び授業』や、『こども祭り』を行う予定です。

また、昨年、村育推進協議会は、放課後子ども教室用に、佐那河内村オリジナル英語スキット集とカリキュラムを、“mpi 松香フォニックス”に依頼し作成しました。それをもとに、今年度からスタートする英会話授業の活動場所について、他の自治体の例を参考に、放課後に小学1・2年生が安全安心に活動できる場所を話し合いました。

さて、文部科学省が示す、「次世代の学校・地域」の創生を車の両輪として課題を克服する、いわゆる馳プランでは、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた地域と学校の連携・協働が重要とされています。

村育推進協議会では、学校との連携を強化し、昨年同様に、教育を核とした地域づくりをめざして、子どもたちが、将来、「佐那河内で育ってよかった!」「この佐那河内で住みたい!」「佐那河内で子育てしたい!」と思える教育環境を整え、文部科学省が考える地域学校協働活動の本部となる協議会にしたいと考えています。



- 会長 日下 輝彦 (教育委員)
- 副会長 彦上 亜依 (小PTA副会長)
- 監事 西村 義顯 (公民館長)
- 監事 坂田 孝二 (スポーツクラブ会長)
- 委員 福岡 俊和 (教育長)
- 吉本 壽美 (教育委員)
- 大仲 香織 (保育所保護者会会長)
- 森 貴浩 (小PTA会長)
- 尾山 浩資 (中PTA会長)
- 丸井 淳子 (地域おこし協力隊)
- 事務局 教育委員会事務局 担当：上岡 織恵



地域 おこし 協力隊

Let's Enjoy
English!

丸井 淳子

The Eigo-jin has just started English lesson at the nursery school

I started to work at Sanagochi nursery school as an assistant for ALT, Ms. Rabia Shahab on Thursdays. I write lesson plans and explain how to teach English to nursery school pupils to her. I sometimes demonstrate to teach in front of them.

When I met children for the first time, I said "Hello!" to them. They said, "Are you Eigo-jin (English race)? Wow! Eigo-jin has come in this village!!!" with big smiles and cheerful faces. This was the first impression I had of them. I can say that children who live in this town are very obedient and they've already learned the skill of communication. I also visited the children who belong to the after school care program. I only spoke English to them and they only spoke in Japanese, but strangely enough they understood what I said and we could communicate each other. I realized that children have a lot of opportunities and experiences of the township exchanges. I'm impressed that their family and neighborhood in this village love and take care of them a lot.

和訳 英語人、保育所から活動開始！

毎週木曜日の午後は月組さんの英語活動があります。Rabia 先生のアシスタントとして、レッスンプランの作成や、日本の子どもたちへの英語指導アプローチ法を説明し、時には私も子どもたちの前で指導をしています。

こちらに来て子どもたちに初めて「Hello!」と声をかけた時、「え？もしかして、英語人？うわ～！英語人や！英語人が来た～！」と楽しく言ってくれました。とても素敵な第一印象でした。佐那河内村で育っている子どもたちは、出会ったどの子どものびのびとして、素直で明るく、もうすでにコミュニケーション能力が備わっています。学童保育を見学に行った時、私は英語でしか話さないのに、子どもたちはおかまいなしに日本語で話し続け、不思議なことに、この状態で子どもたちは英語を理解して楽しく過ごしました。日ごろから、保護者のみなさんやおじいちゃん、おばあちゃん、そして地域のみなさんと子どもたちの交流が盛んで、村民のみなさんが、子どもたちに愛情をもって接していらっしゃるからだと思います。



2016年度 佐那河内村人権大学講座 受講生募集

1 佐那河内村人権大学講座の目的および学習形態

- 村民生活の中で人権を尊重し、同和問題やあらゆる人権問題を正しく認識するとともに、積極的に差別解消に取り組み、明るく民主的な社会を築くための地域及び集団のリーダーを育成する。
- 学習形態〈講義・参加体験型学習など〉

2 **主催** 佐那河内村・佐那河内村教育委員会

3 **共催** 佐那河内村人権教育研究協議会

4 **対象者** 受講を希望する人で、できるだけ継続して参加できる人。

5 **申込期日** 平成28年7月8日（金）

6 **申込先** 教育委員会

7 **募集予定・人員** 30人程度(受講料無料)ただし県外研修時の昼食代は必要となります。

8 **場所** 佐那河内村農業総合振興センターほか

9 **講座回数** 7月より12月まで、年間6回。(7月の開講式、12月の閉講式を含む。)

10 **日程(時間)** 19時00分～19時30分 受付
19時30分～21時00分

講義・参加体験型学習など

※第4回講座は、県外現地研修(貸切バスでの日帰り研修)となります。

11 **学習内容(予定)** 講師などの都合により、日時及び内容の変更をすることがあります。

回	月 日	主 な 内 容
第1回	7月21日(木) 19:30~	開講式 講師 徳島県ハンセン病支援協会 会長 十川 勝幸さん ハンセン病に対する偏見や差別をなくすため
第2回	8月18日(木) 19:30~	講師 沖縄の文化と歴史 比嘉 賢多さん(映画監督)
第3回	9月15日(木) 19:30~	講師 調整中
第4回	11月12日(土) 予定	県外現地研修 尼崎市立地域総合センター神崎
第5回	11月27日(日) 10:00~	人権講演会 講師 調整中
第6回	12月13日(火) 19:30~	講師 調整中 閉講式

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

さなごうちスポーツクラブ案内

7月

〈農振センター〉
2階和室
健康体操教室
20:00~21:00

〈村民体育館〉
卓球
19:30~21:00
※バドミントン
20:00~22:00

- ※印の種目は活動費が必要です。
- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

●お問い合わせ●

さなごうちスポーツクラブ事務局(教育委員会内)
☎679-2817 IP 5006

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					バドミントン	
3	4	5	6	7	8	9
	健康体操教室		卓球		バドミントン	
10	11	12	13	14	15	16
					バドミントン	
17	18	19	20	21	22	23
			卓球		バドミントン	
24	25	26	27	28	29	30
31	健康体操教室				バドミントン	

5/29 (日) 初夏の大川原でオカリナコンサート

ネイチャーセンターで大川原オカリナクラブがコンサートを開催しました。

当日は、あいにくの雨にもかかわらず大勢のお客さんが訪れ、神山町のせせらぎハーモニーの皆さんと共演し、会場全体で楽しいひとときを過ごしました。



6/1 (水) ふるさと納税専用ホームページ開設



楽天のふるさと納税のサイトを利用し、村にふるさと納税（ふるさと応援寄附金）をしていただいた人に対し、佐那河内村の特産品などを返礼する「ふるさと納税推進事業」をはじめました。

返礼品には、自慢のすだちや古代米などの特産品を取り揃えました。

専用サイトは次のとおりです。

<http://www.rakuten.co.jp/f363219-sanagochi/>

6/7 (火) シカの食害を防ぐため

丸田地区の千田英二さん、橋本庄治さん、原河実さんの3人は、獣害の食害、特にシカの被害がひどいスタチやユズの木を守るため、今年の年明けから東山周辺部を中心に、オリとくくりわなを仕掛け、これまでにシカを20頭捕獲したそうです。

昨年の7月にくくりわなの免許を取得して以降、研修の受講設置する場所やわなの仕掛け方、新しい捕獲道具をインターネット検索し購入しているなど、とても意欲的に活動を続けられています。

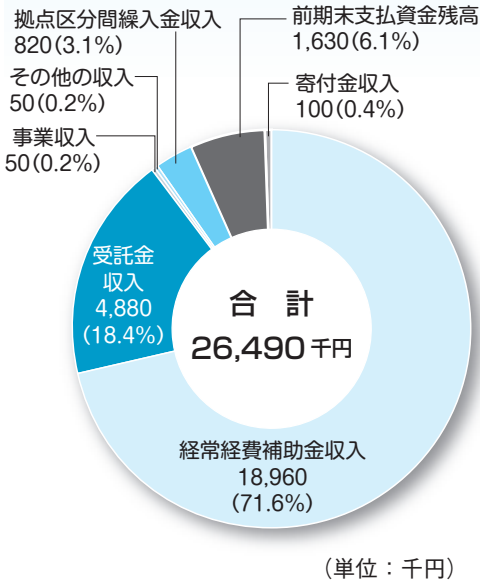


平成28年度

社会福祉協議会予算

歳入 26,490 千円

歳出 26,490 千円



◎地域福祉を推進するための事業

- 心配ごと相談に関する事業
 - ・第2月曜日
 - ・特別相談は奇数月に開催
- 生活福祉資金に関する事業
- ボランティア推進
- 男性の料理教室2回予定
- 生活困窮者自立支援事業

◎高齢者・障害者支援を推進するための事業

- 会食サービス(年10回ひとりぐらし対象)
- 高齢者大学
- 訪問理・美容サービス
- 障害者社会参加事業
- 日常生活自立支援事業
- 紙おむつ支給事業
- ふれあい社会参加事業

◎母子、父子支援を推進するための事業

- 乳児おむつ助成事業

◎児童育成を推進するための事業

- 学童保育
 - 仕事などにより保護者が日中家庭にいない小学校1～6年生の児童を対象に「放課後児童クラブ」を開設して、児童の健全な育成および子育てと就労の両立を支援します。

◎善意銀行へ寄せられた委託金での事業

- (預託金の3月末現在高23,282,208円)
- 村民の皆さまより社会福祉のためと寄せられた預託金は配食サービス利用補助などに活用します。

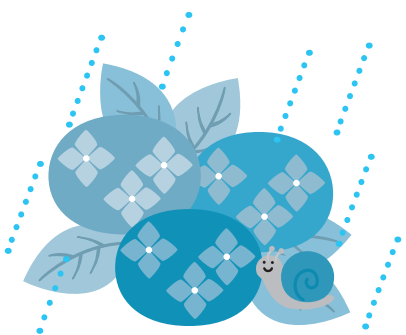
◎事務局の費用

- 理事会、評議員会など社協の会議費および一般管理費

◎要援護者などの歳末たすけあい事業

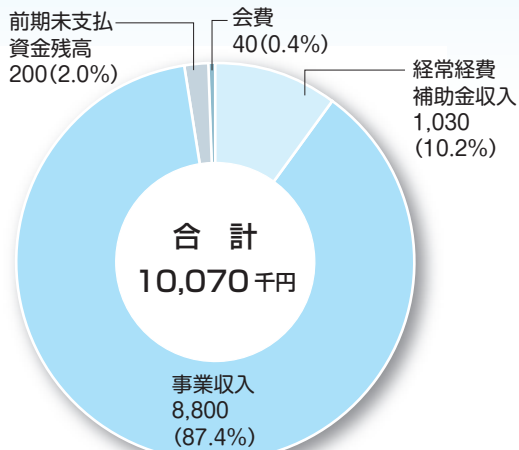
- 在宅療養者
- 施設入所者
- 長期入院者 および 要支援者

◎ボランティア団体への助成



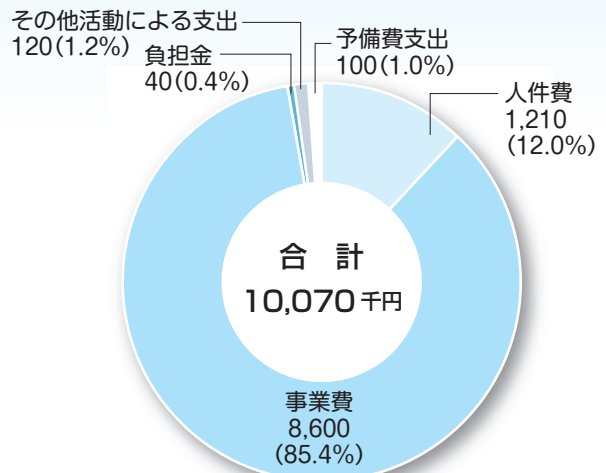
シルバー人材センター予算

歳入 10,070 千円



(単位：千円)

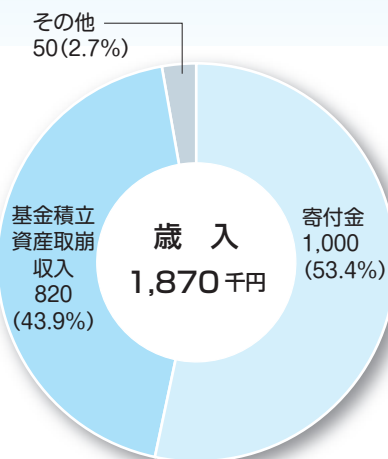
歳出 10,070 千円



(単位：千円)

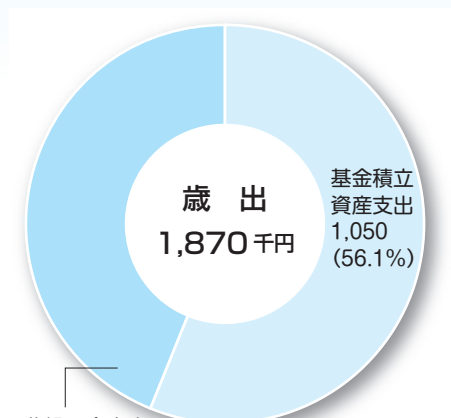
善意銀行予算

歳入 1,870 千円



(単位：千円)

歳出 1,870 千円



(単位：千円)

●善意銀行だより●

- 瀧本 寛様……………金一封
- 岩佐 英治様……………金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

6月27日(月)	いきいき体操教室	農振センター	13:30~15:30
6月28日(火)	健康料理教室	農振センター	10:00~13:00
7月5日(火)	いきいき体操教室	北山公会堂	13:30~15:30
7月8日(金)	いきいき体操教室	桜集会所	13:00~15:00



5月26日(木)にゲートボール教室を開催。素晴らしいプレーに歓声を上げたり、拍手を贈ったり、和やかな雰囲気を楽しむことができました。

6月22日(水) おしゃべりサロン 桜集会所 9:30~
どなたでも参加できます。都合の良い時間にお越しください。

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：大西・平岡・佐々木

個人情報に関する内容のため削除しています。

情報ボックス

マークの見方 **時**…時間 **所**…場所 **対**…対象
持…持ち物 **問**…問い合わせ先

日	曜	行事名	とき・ところ	備考
6/16	木	海洋体験学習（中1）	所 阿南 YMCA	17日まで
18	土	宮前公民館芸能祭	所 宮前公民館	
20	月	村議会保育所・小中学校訪問	時 9:00~13:00 所 保育所・小中学校	
		オープンスクール	時 10:45~12:25 所 小・中学校	
21	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
		保育所・小学校交流事業	時 13:30~14:30 所 保育所栽培園	じゃが芋掘り
22	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
		誕生会	時 10:00 所 保育所	
26	日	大川原アジサイ園草刈	所 大川原高原	持 かま、草刈り機など 役場 8時集合
27	月	いきいき体操教室	時 13:30~15:30 所 農振センター 2階会議室	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
28	火	交通安全・防犯教室	時 10:00~11:00 所 保育所	徳島東警察署より来所指導
		健康料理教室	時 10:00~13:00 所 農振センター 2階会議室	
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
29	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
30	木	わんぱく広場	時 10:00~11:20 所 保育所	子ども劇場10:30~
		文化芸術による子ども育成事業（落語）	所 小・中体育館	
7/4	月	期末テスト（中学校）		6日まで
5	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
6	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
7	木	七夕のつどい（老人会交流）	時 10:00 所 保育所（府能老人会）	
11	月	心配ごと相談・行政相談 人権擁護相談・特別（法律）相談	時 8:30~12:00 所 農振センター和室	
12	火	保育所児童あゆのつかみどり	時 9:00 所 追上ゴミ収集所裏の園瀬川	園瀬川漁業組合協賛
		離乳食講習会 1、2歳児歯科・栄養相談	時 10:00~12:00、13:15~15:00 所 農振センター 2階	持 母子手帳
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~ 所 追上駐車場	
13	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
15	金	大川原高原バス遠足	時 9:30~14:30 所 ネイチャーセンター・大川原高原	保育所児童 3才児~5才児対象

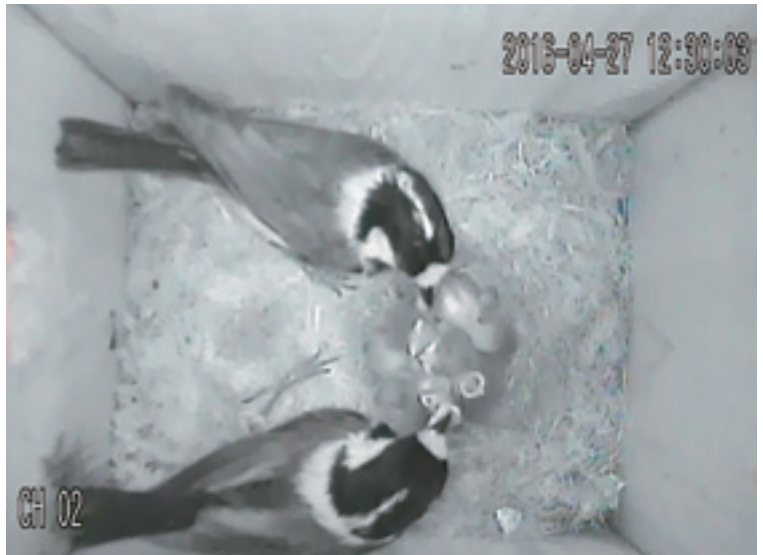
ネイチャーセンターから 野鳥の巣立ち

毎年、センター周辺に小鳥用の巣箱をかけていますが、今年は2箱かけた巣箱から、「ヤマガラ」が6羽ずつ、計12羽が無事に巣立ちました。それに、現在「キセキレイ」が用意した巣箱に入らず、その横で卵を温めている最中（5月後半）です。

この辺りは住宅難で、シジュウカラやヤマガラなどの空洞を利用する野鳥は、巣箱をかければ必ずと言って良いほど利用してくれます。但し、巣箱をかけすぎるとエサとなる昆虫が激減する（ヒナは幼虫を大量に食べます）ので、配慮が必要です。昨年は巣箱をかけた木を登ってきたヘビに、ヒナを食べられました。が、これも自然の中では当たり前のことです。今年はヘビが近づいたのを察

知して、旅立ち予定を3日も先倒して巣立ちしたのは驚かされました。まだ飛ぶことさえままならないので、無事に育つことを祈るだけです。

巣箱といっても、利用する野鳥は種類が知れています。狭くて暗い箱型を嫌がり開放型を好むものやネズミやムササビなどの動物が間借りすることもあります。ミツバチの巣箱（養蜂箱）もよく知られています。試しに、ペット用の巣箱でも作ってみたいかがですか。



巣箱の様子（中は暗いので赤外線を使いビデオ撮影しています）



鯿の南蛮漬け

《作り方》

- ①鯿は、3枚におろして、薄く小麦粉をまぶす。
- ②玉葱はうすくスライスし、ピーマン・人参は細いせん切りにする。
- ③A液を作り玉葱と人参を漬けておく。
- ④フライパンに油をいれて火にかけ、鯿を焼き、熱いうちに③に漬け込む。

★ポイント★

鯿は鶏肉でも代用できます。揚げずに焼いているので低カロリーです。

《材料(4人分)》

鯿……………4匹	酢……………大2・1/2
小麦粉……………大2	砂糖……………大1強～
玉葱……………80g	しょうゆ……………大2・1/2
ピーマン……………1/2コ	だし汁……………大1～2
人参……………20g	サラダ油……………大3



しあわせごはん

ヘルスメイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

1人当たり
栄養成分

エネルギー
炭水化物

172kcal
9.4g

蛋白質
塩分

13.8g
1.5g

脂質

8.2g

No.87